

請 願 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 9 3	受理年月日	令和 7 年 11 月 17 日
件 名	民泊進出の反対及び民泊等を規制する条例の制定等（中京区西ノ京内畑町）		
要 旨	京都市中京区西ノ京内畑町において、2件の民泊が計画されている。当町内会は36世帯にしかすぎない小さい町内（町内会）である。当町内会は民泊の進出に強く反対する。その理由は以下のとおりである。 1 当町内の道路は幅3メートルしかなく、外国人旅行者と無用の接触が予想される。小学生以下の子供が10人程度おり、接触が予想される。道路は私有道路であり、子供がボールを蹴ったり、落書きをしたりの遊び場となっている。外国人旅行者に通行してほしくない。戦後は現在まで、近くの朱雀第六小学校に登下校する30人ほどの児童の通学路になっている。子供が話し掛けられたり、写真を撮られたり、事件が予想される。今日、子供に関する問題は深刻なものがある。また、高齢者がカートを押して行き来する散歩道路となっている。 2 単身で生活する60歳以上の男女宅が2割程度存在し、民泊に宿泊する外国人に脅威を感じている。 3 家が左右前後に詰まっており、一旦火事が発生すれば、大きな被害が予想される。実際に15年前、失火により、火元宅の南北側と東側に全半焼6軒となる火災が発生している。 4 準工業地域とは言え、実際には全戸数が小規模の個人住宅であり、旅館業を行うには無理がある。 5 家と家との間隔が10センチメートルから30センチメートル程度と詰まっており、隣家からの物音がよく聞こえる。 6 外国人旅行者と無用に顔を合わせたくない。 7 町内に民泊ができて、何の利益もなく、ただ迷惑なだけである。 8 一般的に民泊は住民に嫌がられており、高齢者は去り、若い人が転入して来なくなることが予想される。 9 町内会の横の連携が崩れ、町自治会が衰退するおそれがある。 10 これまで町内会として、道路の舗装、雨水ます、カーブミラー、街灯などの設置、他の町内から流れてくる強い臭いの改善のための申入れなど、生活環境の改善に努めてきた。それが民泊の進出という形でこれらの努力が崩されてしまう。 11 民泊が出来たら、この町内に帰って来たくないという町内会員もいる。 以上が私たちが民泊に反対する理由である。私たちは何の利益も求めている。ただ、今までどおり平穏で安心・安全な生活を続けたいだけである。これがいけないのだろうか。 36世帯の4分の1が、最近五、六年で当町内に引っ越して来られた30代、40代の若い人たちである。当町内の街中なのに意外な静けさや交通の便利さ、通学や買物の便利さを気に入って引っ越し、転入して来ていただいている。民泊が出来たら若い人たちは来てくれないと思う。若い人たちは数千万の借金をし、30年以上を掛けて返済する計画を立てて越して来ている。やっと自分の家を持つことができた、その安心・安全の生活設計が、利益を求めるだけの民泊業者によって崩されてしまう。 私と町内会長は町内会を代表し、5度にわたり、京都市旅館業審査担当課に対し民泊を許可しないよう申入れをしている。そのうち、2度は文書にて申入れをしている。 京都市担当課は、法律と条例に基づいて判断する、条件がそろえば許可せざるを得ないと言うばかりである。地元で配慮するとか、地元の意見を尊重するとかは聞いたことがない。 私が面会した民泊業者の社長は、反対されても民泊はできるんだとうそぶいている。 地元住民の意思が無視され、ただ利益を求めるだけの民泊業者の都合のみが優先されて民泊が許可されるならば、私は、これは法の欠陥であり、法の下での不平等であると思う。市民の不安や不平等感を放置してはならない。日本の法律の基準である公序良俗にも反する。京都市など地方公共団体の本旨は、地方自治法第1条の2で示されているように住民福祉の向上にある。 ついては、以下のことを願う。 1 京都市は、宿泊施設建設を市場任せにせず、宿泊施設の誘致政策をきっぱり中止すること。 2 京都市会は、民泊の進出に対し、住民に寄り添い、民泊予定地の向こう3軒と両隣、そして、背面の家のうち1軒でも反対すれば許可されないという厳しい条例を制定すること。		
請 願 者			
紹 介 議 員	西野さち子、山田こうじ、平井 良人		
付託委員会	環 境 福 祉 委 員 会		